

山形県 寒河江市 「地域活性化起業人」募集要領

(農業を通じた関係人口創出事業)

■寒河江市の概要

山形県の寒河江(さがえ)市は、さくらんぼの栽培面積、収穫量、生産額において全国トップクラスで、真っ赤な初夏のルビーを求めて県内外から多くの観光客が訪れます。

また、岩手県平泉中尊寺に匹敵する歴史を持つとされる古刹「慈恩寺」は、東北の隠れた名所となっています。他にも、秋には、東北屈指の規模を誇る「神輿の祭典」が行われるなど、独自の歴史と文化があります。また、大ぶりの豚肉が串に刺された“寒河江やきとり”も名物のひとつとなっています。

このような特徴のある寒河江市は、山形県のほぼ中央に位置し、周囲に山々を望み、清流寒河江川と最上川が大地を潤す風

光明媚で豊かな人情にあふれた美しいまちです。地理環境にも恵まれ、山形空港・山形駅まで車で 30 分、仙台市まで 1 時間と、県内の交通の要衝でもあります。

しかしながら、中心市街地の空洞化や少子高齢化により都市部・中山間部ともにまちづくりのマンパワーが不足し、元気な人と新しいエネルギーが求められています。歴史と文化、自然、そして人情いっぱいの寒河江市で、民間企業のノウハウを活かし、地域活性化に取り組んでみませんか？



■募集企業 :1社(うち派遣される社員 1 名)

■勤務地 :山形県寒河江市中央 1-9-45 寒河江市役所 みらい協働課 及び市内全域

■従事業務 :農業を通じた関係人口創出事業

■その他 :総務省が行う「地域活性化起業人制度(企業派遣型地域活性化起業人)」を活用し実施

■事業概要

寒河江市は、山形県中部に位置する人口約4万人の市です。全国と同様に少子高齢化・人口減少が進行しており、農業の担い手不足や地域経済の縮小が喫緊の課題となっています。こうした状況を打開するため、市では人口減少対策を市政の最重要課題として位置付け、定住人口・交流人口の増加に向けた多角的な施策を推進しています。

本市では、都市部の経営者や事業主が本業を持ちながら、寒河江市内で農業にも従事する「農業を通じた関係人口モデル」の創出を人口減少対策として新たに推進します。時間的・場所的に柔軟な働き方が可能な都市部人材を対象に、農業を入口とした寒河江市との継続的な関わり(関係人口)を創出し、将来的な二地域居住や移住・定住につなげることを目指します。

この度、市では総務省の地域活性化起業人制度を活用し、本事業の推進に必要な専門的ノウハウや知見・ネットワークを有し、本市において事業に取り組む社員を派遣することについて、市と協定を結ぶ企業を募集します。

■業務概要(派遣される社員の担当する業務)

農業を通じた関係人口創出事業

◆メインプロジェクト(関係人口創出事業)

- ・都市部経営者層を対象とした農業を通じた関係人口創出事業の全体戦略設計・企画立案
- ・プロジェクトマネージャー(PM)として各種関係者と連携したプロジェクト推進
- ・都市部ターゲット層への集客戦略の立案・実施
- ・農業体験プログラム・就農支援プログラムの設計・運営
- ・3年間での仕組み化・自走化に向けたノウハウ構築

◆個別プロジェクト(人口減少課題解決施策)

- ・寒河江市の人口減少対策に関する課題の特定・分析
- ・各種関係者と連携した解決策の立案・実行
- ・子育て支援・住環境・教育等の定住支援策の企画
- ・関係機関との連携体制の構築
- ・縦割りの行政課題を横断的に繋ぐ包括的な解決策の推進

◆その他関連業務

- ・寒河江市人口減少対策に関するアドバイス
- ・地元農家・地域団体等との関係構築・連携調整
- ・プロジェクトの効果検証・報告、関係機関との連携体制の構築

◆各年における目標(ロードマップ)予定

・ 1年目 集客・テスト

プロジェクト環境・体制の構築、集客戦略の立案・実施と効果検証、運営オペレーション課題の特定・改善

・ 2年目 本格実施

1年目に実施した効果検証結果に基づく支援内容・体制の最適化、関係人口創出事業の本格化、個別課題解決プロジェクトの推進

・ 3年目 自走・仕組み化

運営ノウハウの確立・移転、市と地域機関が主体となった自走体制の構築、3年間の成果まとめ・継続発展に向けた提言

■募集対象・要件

◆派遣元企業

三大都市圏(国土利用計画(全国計画)(平成20年7月4日閣議決定)に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。)に所在する企業等

◆派遣される社員

- (1)三大都市圏に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外に勤務する者を含む。)であること(ただし、入社後1年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に寒河江市内に勤務する者を除く。)
- (2)派遣期間中の各月において、当該月の本市開庁日数の2分の1以上の日数を、本市において勤務できること。
- (3)地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
- (4)心身ともに健康で、市職員および地域住民と協力しながら活性化活動に取り組むことができる方
- (5)普通自動車免許を有する方(AT 限定可)

■求める人物像(経験・能力等)

- 積極的なコミュニケーション能力、及び地域住民・行政との協働への意欲
- 事業戦略立案・新規事業立ち上げ・プロジェクトマネジメントの実務経験
- 複数の関係者を巻き込みながらプロジェクトを推進した経験
- 地域活性化・地方創生・農業分野のいずれかに関する知見・関心
- 地域課題解決・地方自治体支援の実務経験
- 農業・農村地域に関するビジネス経験(6次産業化・農産物ブランディング等)
- 集客・マーケティング戦略の立案・実行経験
- 官民連携プロジェクトのマネジメント経験

■派遣期間

令和8年度内に派遣受入を開始し、6か月以上から最長3年の間業務に従事していただきます(ただし、令和9年度以降は、予算成立を条件とします。)

■費用負担

地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費

- ・社員を本市に派遣し、従事する期間中に要する費用として、市が企業に対し年額610万円(社員1人当たり)を限度として負担します(派遣の開始が年度途中の場合は、月割りにより計算することとし、千円未満の端数は切捨てます。)
- ・なお、この負担金には、派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働者災害補償保険の事業主負担分、退職金引当金、派遣社員の派遣期間中の本市の用務に係る旅費、及びその他派遣に必要な経費を含みます。

地域活性化起業人の受入れの期間前に要する経費

- ・社員を本市に派遣するために要する費用として、市が企業に対し 100 万円(社員1人当たり)を限度として負担します。

地域活性化起業人の発案・提案した事業に要する経費

- ・本市に派遣された社員が主体となって発案・提案したイベント、調査研究、ワークショップ等の事業に要する費用として、市が企業に対し年額 100 万円(社員1人当たり)を限度として負担します。

■派遣に関する協定書

上記を含む市・派遣元企業・派遣される社員間の取扱いについては別紙1協定書(案)のとおりにします。ただし、協定締結に際し、内容見直しに係る協議等を妨げるものではありません。

■募集スケジュール(予定)

項目	日程	備考
募集開始	令和8年3月25日(水)	市ホームページ等で公表
質問受付期限	令和8年4月3日(金)	17時まで
応募締切	令和8年4月10日(金)	17時まで
書類選考	令和8年4月中旬	応募内容により選考し、結果を通知
プレゼンテーション・派遣予定者面談	令和8年4月24日(金)	書類選考通過企業および派遣予定者が審査会に参加
結果通知・協定締結	令和8年5月上旬	最終的な受入企業を決定し通知 協定書の内容協議及び締結
業務開始	令和8年6月1日(月)	

■応募方法

- ・別紙2申出書、別紙3企画提案書、別紙4参考見積書および添付資料を下記申込み・問合せ先へ電子メールで送信するか、地域活性化企業人マッチングプラットフォームからご送信ください。
- ・メールの場合、件名を「【地域活性化起業人】派遣企業応募書類(企業名)」としてください。
- ・また、送信した旨の電話連絡を併せてお願いいたします。

■選考方法

本募集および要領に関するご質問は、以下の方法で受け付けます。

- ・受付方法:電子メールのみ(電話での質問受付は行いません)
- ・受付期限:令和8年4月3日(金)17時まで
- ・質問先:下記申込み・問合せ先へ
- ・件名:「【地域活性化起業人】質問(企業名)」としてください
- ・回答方法:質問の内容(企業名を匿名化)および回答を市ホームページに随時掲載します

■選考方法

◆選考の流れ

選考は以下の2段階で実施します。

【第1次選考】書類選考

- ・提出書類に基づき書類審査を実施します。(令和8年4月中旬)

【第2次選考】プレゼンテーション・派遣予定者面談

- ・第1次選考通過企業を対象に、事業提案のプレゼンテーション及び派遣予定人材との面談を実施します。(令和8年4月24日予定)
- ・その際は、企画提案について以下の審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案企業(受託候補企業)1社と次点1社を選定します。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は20分以内を予定しています。
- ・日程については別途通知します。
- ・プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めません。
- ・パワーポイント等で資料を作る場合は、企画提案書に沿って作成することとし、順番の変更や追加資料の提示は認めません。

◆審査基準

①事業者の実績	10点
②実施体制	10点
③企画提案内容	65点
(③の内訳)実施方針(コンセプト)	10点
地域活性化企業人制度等理解	10点
創意工夫・独自性等	45点
④プレゼンテーション	10点
⑤参考見積価格	5点
<u>合計</u>	<u>100点</u>

■その他

- ・ 地域活性化起業人の要件等の詳細については総務省「地域活性化起業人制度」推進要綱の定めるところによります。
- ・ 応募書類は返却しません。提出書類に含まれる個人情報、選考のみに使用します
- ・ 応募書類の内容に虚偽があった場合は、選考を無効とし、または協定を解除することがあります。
- ・ 応募にかかる費用(書類作成費・交通費等)は応募企業の負担とします。
- ・ 応募企業が1社以下の場合は、選考を延長・再募集することがあります。
- ・ 選考の結果、適切な企業が見当たらない場合は選定しないことがあります。

■申込み・問合せ先

〒991-8601 山形県寒河江市中央1-9-45
寒河江市 みらい協働課 地域活性化起業人担当 宛
電話:0237-85-1486 FAX:0237-86-7220
電子メール:s-mirai@city.sagae.yamagata.jp